

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県税条例施行規則等の一部を改正する規則
(県例規集登載)

税務課

【告示】

○ 一般乗合用のバスの取得に係る自動車税の環境性能割の非課税措置の対象となる路線の指定の廃止
(県例規集登載)

交通政策課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第三十七号

岡山県税条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則等の一部を改正する規則
(岡山県税条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県税条例施行規則(昭和二十九年岡山県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第三号中「の種別割」を削る。

第八条中「、第百五条の十六第四項」を削る。

第十二条の二第二号中「自動車税種別割完納証明」を「自動車税完納証明」に改める。

第十四条の表二十の項中「自動車税環境性能割・種別割減免申請書」を「自動車税減免申請書」に改め、「第百五条の十六第四項及び」を削り、同表二十一の項中「自動車税環境性能割・種別割減免申請書」を「自動車税減免申請書」に改める。

第二十五条第一項中「附則第十二条の二の七の二第八項」を「附則第十二条の二の八第八項」に改める。

第二十七条の二から第二十七条の七までを削り、第二十七条の八を第二十七条の二とする。

第二十八条(見出しを含む。)中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

第二十九条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。

第二十九条の四の見出し及び第二十九条の五の見出し中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

第二十九条の六の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

- 一 自動車登録番号のうち分類番号(自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)第十三条第一項第二号の分類番号をいう。次号において同じ。)が同令別表第二の六の項の下欄に掲げるものであつて、自動車検査証の車体の形状の欄が次のいずれかに該当する自動車
 - イ 車いす移動車
 - ロ 入浴車
 - ハ 身体障害者輸送車

第二十九条の六中第二項を第五項とし、第一項を第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

条例第百十三条第一項一号の身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳(次項第一号及び第二十九条の八第二項第一号において「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
-------	-------

肝臓機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	移動機能	上肢機能	体幹不自由	下肢不自由	上肢不自由	音声機能の障害	平衡機能障害	聴覚障害	視覚障害
							一級から六級までの各級	一級及び二級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	一級から三級までの各級及び五級	一級から六級までの各級	一級及び二級	三級（気管を開口している者に係る場合に限る。）	三級	二級及び三級	一級から三級までの各級及び四級の	

二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条第一項又は第二項の規定により交付された戦傷病者手帳（次項第二号及び第二十九条の八第二項第二号において「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表の二又は第一号表の三に定める障害の程度

に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能の障害	特別項症から第二項症までの各項症（気管を開口している者に係る場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

2 条例第百十三条第一項第三号又は第四号の規定に該当して自動車税の減免を受ける場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項第一号の身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から三級までの各級及び四級の一

令和8年3月31日 岡山県公報 号外

二 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法別表第一号表の二又は第一号表の三に定める障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	肝臓機能障害		小腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	運動機能障害	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	体幹不自由	下肢不自由	上肢不自由	音声機能の障害	平衡機能障害	聴覚障害
	移動機能								除く。							
障害の程度	一級から三級までの各級		一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級までの各級（三級のうち一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	一級及び二級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	一級から三級までの各級	一級から三級までの各級	一級及び二級	三級（気管を開口している者に係る場合に限る。）	三級	二級及び三級	

視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能の障害	特別項症から第二項症までの各項症（気管を開口している者に係る場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第四項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

3 条例第百十三条第一項第二号の精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるものは、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（第二十九条の八第二項第三号において「療育手帳」という。）の交付を受けている者のうち障害の程度が重度であるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十二条第一項の規定による自立支援医療費の支給認定を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める一級の精神障害の状態にあるものとする。

第二十九条の七中「前条第一項第一号」を「前条第四項第一号」に改める。

第二十九条の八の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「自動車税環境性能割・種別割減免申請書（身体障害者等用）又は自動車税環境性能割・種別割減免申請書」を「自動車税減免申請書（身体障害者等用）又は自動車税減免申請書」に、「第二十九条の六第一項第二号」を「第二十九条の六第四項第二号」に、「免許情報記録個人番号カード」を「道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（次項において「免許情報記録個人番号カード」という。）」に、「第二十七条の四第一項」を「第二十九条の六第一項」に改め、同項第四号中「精神障害者保健福祉手帳」を「精神保健及び精神

障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳」に改め、同条第三項中「第二十七条の七第三項の規定を準用する」を「当該免許情報記録個人番号カードに記録された道路交通法第九十五条の第二項に規定する特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない」に改め、同条第四項中「の印を押印する」を「である旨の表示を付する」に改め、同条第五項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第三十条第一項中「印に」を「表示に」に改め、同項の表中一の項及び二の項を削り、同表三の項中「自動車税種別割課税免除申告書」を「自動車税課税免除申告書」に改め、同項を同表一の項とし、同表四の項中「自動車税種別割課税免除該当自動車運転日誌」を「自動車税課税免除該当自動車運転日誌」に改め、同項を同表二の項とし、同表中五の項を三の項とし、同表六の項中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同項を同表四の項とし、同表七の項を削り、同表八の項中「自動車税減免申請済印」を「自動車税減免申請済である旨の表示」に改め、「第二十七条の七第四項及び」を削り、同項を同表五の項とし、同表九の項中「自動車税種別割課税免除該当通知書」を「自動車税課税免除該当通知書」に改め、同項を同表六の項とし、同表十の項中「自動車税種別割課税免除非該当通知書」を「自動車税課税免除非該当通知書」に改め、同項を同表七の項とし、同表十一の項中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同項を同表八の項とし、同表十二の項中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同項を同表九の項とし、同条第二項を削り、同条第三項中「自動車税種別割課税免除該当自動車運転日誌」を「自動車税課税免除該当自動車運転日誌」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

様式第三号（その二…自動車税種別割（継続検査・構造等変更検査用）一般用）
表中「自動車税種別割課税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同様式裏中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同様式を様式第三号（その二…自動車税（継続検査・構造等変更検査用）一般用）とする。

様式第三号（その三…自動車税種別割（継続検査・構造等変更検査用）電算用）中
「自動車税種別割課税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同様式を様式第三号（その三…自動車税（継続検査・構造等変更検査用）電算用）とする。

（岡山県行政組織規則の一部改正）

第二条 岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三百三十五条第七項及び第九項中「自動車税環境性能割に係る事務及び」を削る。
（岡山県事務処理規則の一部改正）

第三条 岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三税務課の部2の項5中「第105条の16」を削り、同部3の項2中「地方消費税清算金」を「利子割清算金及び地方消費税清算金」と、「地方税法」を「地方税法第71条の25、」と改め、同部9の項1中「環境性能割交付金」を削り、「及び自動車取得税交付金」を「自動車取得税交付金及び環境性能割交付金」と改め、「第117条の6」を削り、「第143条」の次に「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）（10の項において「令和8年地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法第177条の6」を加え、同部10の項中「軽自動車税の環境性能割に」と「令和8年地方税法等改正法附則第15条第2項の規定により

なお従前の例によることとされる軽自動車税の環境性能割に」に改め、同項1中「地方税法」を「令和8年地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法」に、「法」を「田法」に改め、同項2から4までの規定中「法」を「田法」に改める。

(岡山県財務規則の一部改正)

第四条 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第十三号中「環境性能割」の下に「（地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十二条第一号に規定する環境性能割をいう。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岡山県税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 令和七年度以前の年度分の岡山県税条例の一部を改正する条例（令和八年岡山県条例第六十八号）による改正前の岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号。附則第七項において「令和八年改正前条例」という。）に規定する自動車税の種別割を課されたことがある自動車（次項の規定の適用があるものを除く。）についての新規則第十二条の二第二号の規定の適用については、同号中「道路運送車両法」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第二十四条第二項の規定により読み替えて適用される道路運送車両法」と、「自動車税完納証明」とあるのは「自動車税等完納証明」とする。

6 令和元年度以前の年度分の岡山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年岡山県条例第八号）第二条の規定による改正前の岡山県税条例に規定する自動車税を課されたことがある自動車についての新規則第十二条の二第二号の規定の適用については、同号中「道路運送車両法」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第二十四条第三項の規定により読み替えて適用される道路運送車両法」と、「自動車税完納証明」とあるのは「自動車税等完納証明」とする。

7 第一条の規定による改正前の岡山県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）第二十九条の八第二項の規定により令和七年度中に提出された同項に規定する申請書は、新規則第二十九条の八第二項に規定する申請書とみなす。

8 旧規則第二十九条の八第五項の規定により令和七年度中に提出された同項に規定する継続申請書は、新規則第二十九条の八第五項に規定する継続申請書とみなす。

9 令和八年改正前条例第一百三十一条から第四項までに掲げる自動車に係る令和八年改正前条例に規定する自動車税の種別割の減免については、当該自動車税の種別割の減免を自動車税の減免とみなして、新規則第二十九条の八第五項の規定により、同項に規定する継続申請書によって自動車税の減免の申請を行うことができることとす

る。

10 当分の間、新規様式第三号(その二…自動車税(継続検査・構造等変更検査用)一般用)(表中「田〇〇〇〇〇〇」とあるのは「田〇〇〇〇〇〇・田〇〇〇〇〇〇〇〇」と、同様式(裏中「田〇〇〇〇〇〇」とあるのは「田〇〇〇〇〇〇・田〇〇〇〇〇〇〇〇」と、新規様式第三号(その三…自動車(継続検査・構造等変更検査用)電算用)中「田〇〇〇〇〇〇」とあるのは「田〇〇〇〇〇〇・田〇〇〇〇〇〇〇〇」とする。

◎岡山県告示第七十三号

平成二十三年岡山県告示第六百五十四号（一般乗合用のバスの取得に係る自動車税の環境性能割の非課税措置の対象となる路線の指定）は廃止する。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太